



障害者の利用に係る 公の施設の使用料等の減免について

この制度は障害者や介護者の経済的負担の軽減と、障害者の社会参加の促進を図り福祉の増進に資することを目的として、一般貸出を行っている市の施設について使用料等の減免をするものです。

対象となる方 ①障害者が5名以上かつ団体の半数以上で構成される団体 ②次の手帳の交付を受けている方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ③上記の介護者（要件あり）	団体 ○団体とは次の要件をすべて満たしたうえで市の登録を受けた場合に適用されます。 ・障害者が5名以上かつ団体の過半数の構成員であること ・団体の代表者が市民であり、事務所（自宅も含む）が市内にあること ・市内を中心として活動している団体であること
	個人 市内在住・在勤・在学で、身体障害者・知的障害者・精神障害者に関する手帳の交付を受けている本人と、施設を利用する際に同伴して介護する方。 ○減免対象となる介護者は次のとおりです ＊身体障害者の介護者 ・12歳未満で手帳の交付を受けている方の介護者1名 ・手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の方の介護者1名 ＊知的障害者の介護者 ・介護者1名 ＊精神障害者の介護者 ・12歳未満で手帳の交付を受けている方の介護者1名 ・手帳の障害等級が1級または2級の方の介護者1名 ○市内在勤・在勤の方が減免を受ける場合には、その旨を証明する書類をご提示ください。
手続き方法 ○団体登録申請は障害福祉課にて受け付けます。 ○登録証の有効期限は毎年度末までです。	団体 【例】 <pre> graph LR 1[1 障害福祉課へ登録申請] --> 2[2 登録証交付] 2 --> 3[3 システムで利用日を予約] 3 --> 4[4 使用料支払時に登録証を提示] 4 --> 5[5 利用日当日に登録証を提示] 4 --- 減免((減免)) </pre> 注:年度ごとに更新手続きが必要です 個人 利用のつど、係員に手帳を提示して本人等確認を受けてください。システムで予約する施設の場合は上記の3～5に準じます。

減免対象施設一覧は裏面をご覧ください

減免割合	市営駐車場を除き、基本的に使用料等の 1/2 が減額されます。 施設の定期利用及び回数券の取り扱いは施設係員にお尋ねください。			
減免対象	対象施設名	減免される会議室など	団体	個人
○右表「団体」「個人」欄の○印が減免対象です。	清瀬けやきホール	ホール、会議室、集会室など	○	
	松山・野塩・下宿・竹丘・中清戸・中里地域市民センター	会議室、集会室など	○	
	生涯学習センター	多目的ホール、講座室、会議室など	○	
	男女共同参画センター	会議室	○	
	コミュニティプラザひまわり	会議室、多目的屋内・屋外広場など	○	
		テニスコート		○
	消費生活センター	会議室、集会室、テスト兼調理室	○	
	松山集会所	会議室、集会室	○	
	竹丘集会所	会議室	○	
	立科山荘	宿泊料(食事は除く)、集会室	○	○
	郷土博物館	特別展示で観覧料を徴収する場合	○	○
	清瀬市民文化センター	ギャラリー、講座室	○	
	児童センター	ホール、控室、会議室	○	
	健康センター	トレーニング場使用料		○
	公園・運動施設など	野球場、サッカー場、テニスコート、下宿運動公園広場	○	
		テニスコート、プール		○
	市営駐車場など	クレア市営駐車場、清瀬駅北口地下駐輪場、清瀬駅北口第 2 駐輪場、清瀬駅北口第 3 駐輪場、秋津駅北口駐輪場、秋津駅南口駐輪場		○

お問い合わせ

制度・団体登録手続きに関すること

清瀬市健康福祉部障害福祉課庶務係

電 話 4 9 2 - 5 1 1 1 内線 1 8 2 ・ 1 8 3

ファクス 4 9 2 - 5 1 3 9

施設の利用に関すること

各施設へ